

労働判例学習会のご案内

2016 年最高裁判例と 最近の労働判例を読み解く

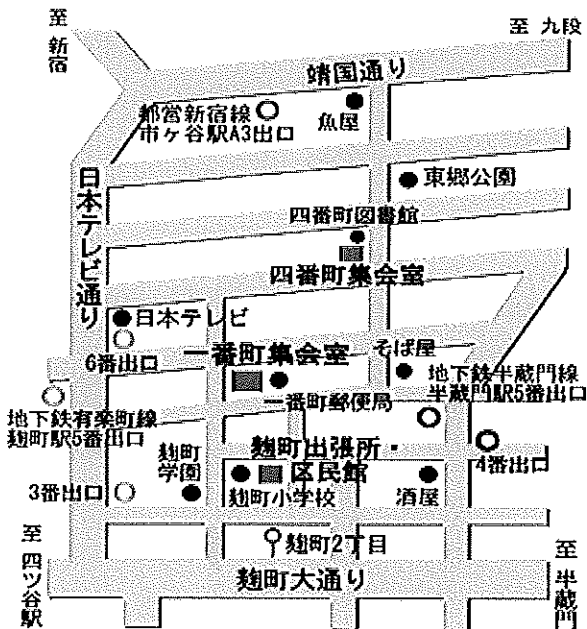
安倍政権が「働き方改革」を最優先課題にしていると言っています。「世界で最も企業が活動しやすい国」を掲げる政権のめざす「働き方改革」の究極の姿は、働く者がすべて「個人事業主」になって、企業と対等に請負や委託契約を結ぶというもので、そこにはもはや労働者は存在せず、したがって労働者保護のための労働法制はなくてもよいのです。もちろん「非正規労働者」という言葉もなくなります。そんな悪夢のような社会が到来しないようにしなくてはなりません。

残業代ゼロ法案はすでに国会に上程されています。さらに解雇の金銭解決などが準備されています。労働法制の掘り崩しによって、労働者の雇用と生活が実際に根底から脅かされています。延期されていた労働者法律センター・最高裁判例学習会、本年も近藤昭雄先生(中央大学法学部名誉教授)に、最高裁判例に加えて長沢運輸事件東京高裁判決など最近の労働判例について解説していただき、動向を学習したいと考えています。

下記のとおりですので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

記

- ◆日時 2017年3月17日(金)午後7時から9時
- ◆場所 麴町区民館 ☎03-3263-3831
- ◆講師 近藤昭雄中央大学法学部名誉教授
- ◆主催 労働者法律センター 三多摩労働者法律センター
北部労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500円 以上



会場案内(「東京労組」名で借りています)
麴町区民館 ☎03-3263-3831
〒102-0083 東京都千代田区麴町2-8
東京メトロ半蔵門線半蔵門駅から徒歩5分
同・有楽町線麴町駅から徒歩5分
(半蔵門駅4番出口が便利です)

お問い合わせ
労働者法律センター
新宿区三栄町8 三栄ビル6階